

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 9 号
件 名	給付型奨学金制度創設に関する事について
紹 介 議 員	渡辺有子, 五十嵐完二, 飯塚孝子, 野本孝子, 平あや子
要 旨	<p>全学生のおよそ 2.5 人に 1 人が利用している日本学生支援機構の貸与型奨学金は, 2014 年度に未償還者が 32 万 8,000 人, 898 億円にも上ります (西日本新聞)。非正規不安定就労などから奨学金返済に行き詰まり自己破産など, 若者の希望を応援すべき奨学金が若者の人生を狂わせるという, かつては考えられなかった事態が起きています。</p> <p>今, 奨学金は平均的なケースで 300 万円 (月 5 万円を 4 年間, 入学時 50 万円など), 多い場合には 1,000 万円 (大学院進学の場合など) もの借金を背負って社会人としてのスタートを切ることになります。</p> <p>また, 学生生活にも深刻な影響を与えています。多額の借金を恐れて奨学金を借りることを我慢する学生もふえています。高校の時に奨学金を借りたから, 大学では奨学金は借りられないと, 毎日深夜までアルバイトするなど, 学生が学業に専念できない状況も生まれています。</p> <p>今, 奨学金返済への不安と負担を軽減し, 教育の機会均等を保障するにふさわしい奨学金制度に改革することが必要です。とりわけ給付型奨学金の創設が, 国でも, 新潟県でも, 政令市新潟市においても必要になっています。</p> <p>以上のことから下記事項についてお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 国に対し, 返済が必要のない給付型奨学金制度を早急に創設するよう, 地方自治法の規定による意見書を提出すること。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	第 1 項 平成28年 9 月 9 日 第 3 項 文教経済常任委員会
受 理	平成28年 9 月 5 日 第 3 1 1 号

請願第9号

	<p>2 新潟県に対して、県独自の給付型奨学金制度を創設するよう意見書を提出すること。</p> <p>3 政令市新潟市においても、市独自の給付型奨学金制度を直ちに創設すること。</p>
--	--